

 **項目：個人型確定拠出年金（iDeCo） 採用時等の手続き**

分類：個人型確定拠出年金（iDeCo）

所管：経営管理部 行政経営局福利厚生課

採用(出向)以前から個人型確定拠出年金に加入している方についての手続きです。

※割愛採用、警察・教育委員会からの出向(出向戻り)等、他共済からの転入者及び組合専従からの復職者を含みます。

※新規に加入したい方はこちらをご覧ください→

●本県採用者は、引き続き個人型確定拠出年金の加入者として掛金を拠出することができます。

第2号加入者(共済組合員(※))

(※)加入する厚生年金が日本年金機構である短期組合員を除く

●拠出限度額は月額12,000円です。

●手続き

- 1 受付金融機関に連絡し、共済組合員となった旨(共済組合が変わった旨)をお伝えの上、変更に必要な届出用紙(第2号加入者に係る事業主の証明書含む)を入手してください。採用前の掛金が月額12,000円を超えていた方は、掛金額の変更も必要です。

採用前の状況		届出	添付書類
第2号加入者	企業等勤務者、公務員等	加入者登録事業所変更届	第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)
第1号加入者	自営業者等	加入者被保険者種別変更届	第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)
第3号加入者	専業主婦等		

2 第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)について、福利厚生課に依頼し事業主の証明を受けてください。<下記手続き参照>

3 受付金融機関へ変更に必要な届出書類を御提出ください。

<第2号加入者に係る事業主の証明に係る手続き>

(1) 提出書類

ア 連絡票 (別紙様式)



03(別紙様式)iDeCo連絡票.doc

イ 第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)※用紙は金融機関等から入手様式中、「1 申出者の情報」と「2 掛金額区分」を記入してください。

掛金納付方法は「個人払込」のみとなります。

「4 企業年金制度等の加入状況」は「51」と記入してください。(51:地方公務員共済組合(長期)に該当)

ウ 基礎年金番号が確認できる書類の写し

以下の書類のうち、いずれか1点の写しを提出してください。

(提出できない場合はエへ。)

- ・年金手帳
- ・基礎年金番号通知書
- ・ねんきん定期便
- ・その他基礎年金番号が確認できる書類

エ 同意書【事業主あて】【共済組合あて】 ※別添様式、該当者のみ

ウの書類が提出できない場合は、事業主(福利厚生課)から共済組合へ基礎年金番号を照会します。

別添様式の同意書(事業主と共済組合あて各1通(合計2通))を提出してくださ

い。

この場合、通常より証明書発行に時間がかかります。



73 04 同意書(事業主あて)2019.05.doc



72 05 同意書(共済組合あて)2019.05.rtf

オ 返信用封筒 ※希望者のみ

自宅あてや急ぎでの返送を希望する場合は、送付先住所を記入し切手を貼り付けた返信用封筒を提出してください。

返信用封筒の提出が無い場合は、文書発送棚経由で所属へ送付するか、福利厚生課職員窓口での受け取りになります。

(2) 提出先

静岡県経営管理部福利厚生課 職員窓口
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館3階

(3) その他

・掛金の納付方法について

個人型確定拠出年金の掛金の納付方法には、「事業主払込」と「個人払込」の2種類がありますが、「事業主払込」は現在のところ実施できません。加入者の方は「個人払込」のみとなりますので、御承知おきください。

● 問合せ先

経営管理部 福利厚生課 互助共済班

電話054-221-2025